

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第68号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月1日 22時03分ごろ	
発生場所	関門港 福岡県北九州市門司埼灯台から真方位289° 640m付近（概位 北緯33° 57.85′ 東経130° 57.36′）	
事故等調査の経過	平成22年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 CHANG YOUNG（大韓民国）、1,160トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 9001435（IMO番号）、TAIYOUNG SHIPPING CO.,LTD.（大韓民国）</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級航海士免許（大韓民国発給）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船首部船底に凹損を伴う擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、鋼材約2,000トンを積載し、船首約4.6m船尾約5.5mの喫水で、関門港関門航路の右側端付近を、約9.2ノット（kn）の速力で手動操舵により北東進中、関門橋の下を通過したのち、右舷側の門司埼との距離を隔てるため左舵をとったところ、西に向かう潮流によって船首が左方へ圧流され、右舵一杯としても右転できずに関門航路を横切る態勢となり、平成22年5月1日22時03分ごろ、同航路北側の陸岸付近に乗り揚げた。</p> <p>本船は、サルベージによって離礁し、自力で関門港門司区の岸壁に着岸した後、修理を行う必要がなかったため、そのまま出航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、潮汐 上げ潮の末期、潮流 西流、約6kn</p>	
その他の事項	<p>火ノ山下潮流信号所の潮流信号によれば、西流が更に強まる状況であった。</p> <p>船長は、関門航路の通航経験が豊富で、門司埼付近の海面に渦が生じていることを知っていた。</p> <p>船長は、船首が圧流されて操船の自由を失ったとき、航路北側の陸岸に衝突することを避けるため、機関を停止するとともに左舵一杯とした。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、関門港門司埼付近の関門航路右側端付近を北東進中、同航路の最狭部で航路の中央部に向けて左転したところ、右舷船首に西へ向かう潮流を受けて船首が左方に圧流されたため、関門航路北側の陸岸付近に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、関門航路の最狭部に至る前に同航路中</p>

	央部に向かうなど、操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が関門港門司埼付近の関門航路最狭部の右側端付近を北東進中、同航路中央部に向けて左転した際、右舷船首に西へ向かう潮流を受けて船首が左方に圧流されたため、同航路北側の陸岸付近に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。